

岩出市学校防災マニュアル



平成26年3月

岩出市教育委員会

目次

はじめに

ページ

1 災害に備えて

- (1) 教職員の心得 1
- (2) 平常時における防災組織 2
- (3) 災害対応の準備物 3
- (4) 家族の安否確認 3

2 災害対応

- (1) 災害対応の基本的構図 4
- (2) 学校防災マニュアルの具体的構図 5
- (3) 災害発生時における緊急対応組織の一例 7

3 教職員の対応（地震対応を基本に）

- (1) 教職員の対応・指導の留意点 8
 - ア 在校中の対応 8
 - イ 登下校中の対応 9
 - ウ 学校外の諸活動中の対応 10
 - エ 在宅時の対応 11
 - オ 心のケアについて 12
- (2) 教職員緊急マニュアル 14
 - ア 在校中の対応例 14
 - イ 登下校中の対応例 16
 - ウ 学校外の諸活動中の対応例 17
 - エ 在宅時の対応例 18
 - オ 参集後の基本的な動きと対応例 19

4 参考資料

- (1) 緊急TEL・FAX連絡先 21
- (2) 防災用資・機材等備蓄一覧 21
- (3) 市内避難施設 22
- (4) 避難勧告・避難指示等 22
- (5) 災害が発生したら 22
- (6) 防災用伝言ダイヤル、携帯電話災害用伝言板 23
- (7) 避難三原則 24
- (8) 「おはしもち」指導 24
- (9) 各小中学校の海拔 24
- (10) 引き渡しカード（一例） 25
- (11) 特別警報について 25
- (12) 岩出市教育委員会関係資料 26

あとがき

はじめに

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災、平成23年3月11日の東日本大震災では甚大な被害に見舞われ、多くの尊い人命が失われました。また、同年9月には本県でも紀南地方を中心に、台風12号による大水害が発生し6名の子どもたちの尊い生命が失われたことは記憶に新しいと思います。

今後30年以内に、約50～60%の確率で南海地震が発生し、東海・東南海・南海の3連動地震の発生も危惧されています。我が国は、自然災害が多発する地域に位置しているため、地震・津波による被害が歴史的にも繰り返して発生しており、今後も自然災害の発生は避けて通ることができません。

岩出市においても、地質的に中央構造線上に位置し、かつ、周辺には活断層が散在し、前述の南海トラフによる大地震も避けて通れない状況にあります。このことを踏まえ、大震災の経験と教訓を継承するとともに、ハード面においては、平成15年より和歌山県下で先駆けて積極的に校舎等の耐震工事を推進実施し、平成21年度に完了するという早期対応をしたところです。

また、市主催の防災訓練と関わって、各小中学校でも、毎年充実した防災訓練を実施しています。教育委員会として、更に発生が予想される諸災害への備え、各学校における防災体制を一層強化し、「子どもの命を守る」という観点を最優先して、本マニュアルを作成しました。

尚、当地方では立地条件上、津波被害は想定外として記載していませんが、東日本大震災、大津波の教訓のなかで、特に現地の古くからの言い伝えである、家族の絆を信じ、また、子孫を残そうとする『津波てんでんこ』の教訓や「釜石の奇跡」の立役者となった群馬大学大学院 片田敏孝教授の提唱する『避難3原則』（1、想定にとらわれるな 2、最善を尽くせ 3、率先避難者たれ）等は、すべての災害に対応できる内容でもあり、防災教育の基本として重要視しています。

また、児童生徒には、個人の自覚に根ざした「自助」、仲間や身近な地域コミュニティー等による「共助」の考え方を活かし、進んで行動する「減災社会」の担い手を育成することも重要です。

防災教育は「喫緊の課題」ということを再確認し、各校で今以上に真剣で真摯な計画・取り組みを推進していきます。

1 災害に備えて

(1) 教職員の心得

ア 素早い判断・明確な行動

児童生徒の在校時の安全確保は、学校が主体となります。この時、校長を中心とする教職員は災害対策の主人公となります。指示待ち、情報待ち、物資待ちは戒め、自らで判断・行動しましょう。

応急対策は、早ければ早いほど効果があります。失敗を恐れなくて早く行動に移すことが大切です。また、明確な態度を保ち、無理な場合は無理せずに、次善の策に力を注ぐことが大切です。

イ 柔軟に協働

大規模災害では、人・物・情報のすべてが不足します。これを補うのは各人の「知恵」と「工夫」・「人の輪」です。日常の組織・分掌を基本にしながらも、関係機関（教育委員会・行政・警察・医療機関等）や協力団体・住民の助けも借りて柔軟に行動することが大切です。

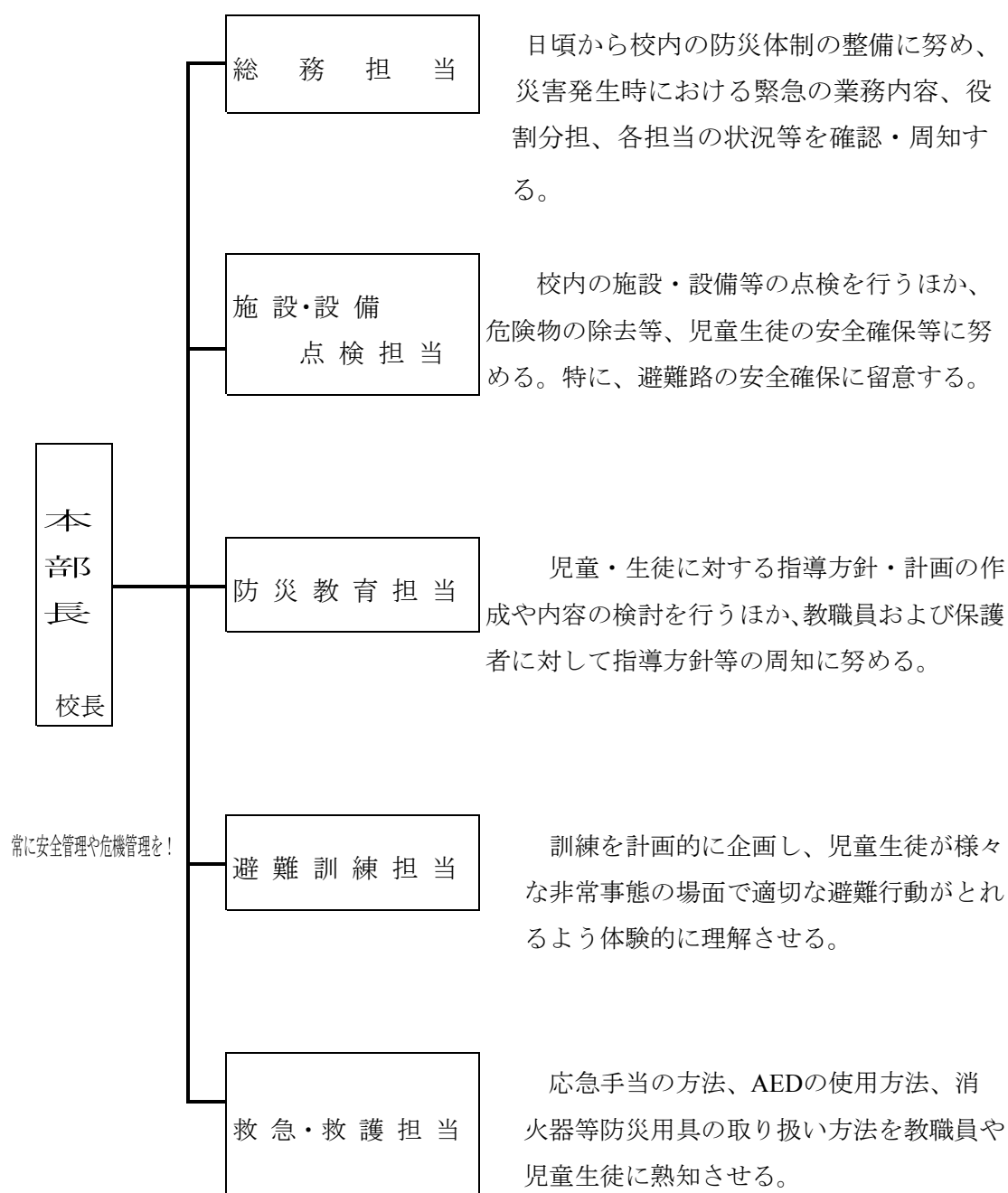
ウ 人の気持ちになって

人は、災害の脅威にさらされた時、自分のことで精一杯になり、一人ひとりの能力を結集しがたいものです。しかし、児童生徒はもちろん、協働で対応・作業にあたる人の気持ちにも配慮しその人の力を引き出せば、大きな力となり、真の『絆』が生まれます。

(2) 平常時における防災組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭等を中心に、校務分掌に位置付けて構成し、学校防災に関する計画を策定するほか、日頃から学校における防災（安全）体制の充実に努めることが大切です。

特に、災害という視点に立てば、①事前危機管理（備え）、②発生時危機管理（命を守る）、③事後危機管理（立て直し）＜文部科学省学校防災マニュアル作成の手引きより＞を意識・着目しておく必要があります。



(3) 災害対応の準備物

非常事態に備えて、学校としても、個人としても、携行品等は日頃からリュックサック等に入れたりして準備をしておくこと。また、普段の防災教育の中で、児童生徒にも周知徹底しておくことが大切です。

<服 装>

- * ヘルメットまたは帽子、防災ずきん等の頭部を保護できるもの
- * 作業服（スポーツウエア）・軍手等
- * 厚手の靴下や底の厚い長靴等
- * 季節により防寒服等

<準備物・携行品>

- * 学校防災マニュアルまたは本マニュアル
- * 筆記用具、特にマジック・模造紙（必要に応じて紙面での指示）
- * ラジオ、カメラ、懐中電灯、電池、携帯電話、ハンドマイク、ろうそく、防水シート、笛等
- * お金（小銭は必ず用意する）、貴重品（通帳・印鑑、健康保険証、運転免許証等）
- * 医療品（救急絆創膏、消毒液、ガーゼ、包帯、胃腸薬、服用中の薬、生理用品等）
- * 食料・飲料水（缶詰、乾パン、ビスケット、飴、砂糖、食塩、飲料水など3日分程度）
- * 着替え（下着、タオル、靴下、毛布、寝袋、雨ガッパ等）
- * ビニル袋（多様な活用）・・・バケツ、包帯、トイレ、風呂敷等の代替として活用可
- * ペーパー類・・・ティッシュ、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、新聞紙等

(4) 家族の安否確認（4 参考資料< P 2 3 >で詳細に記載しています。）

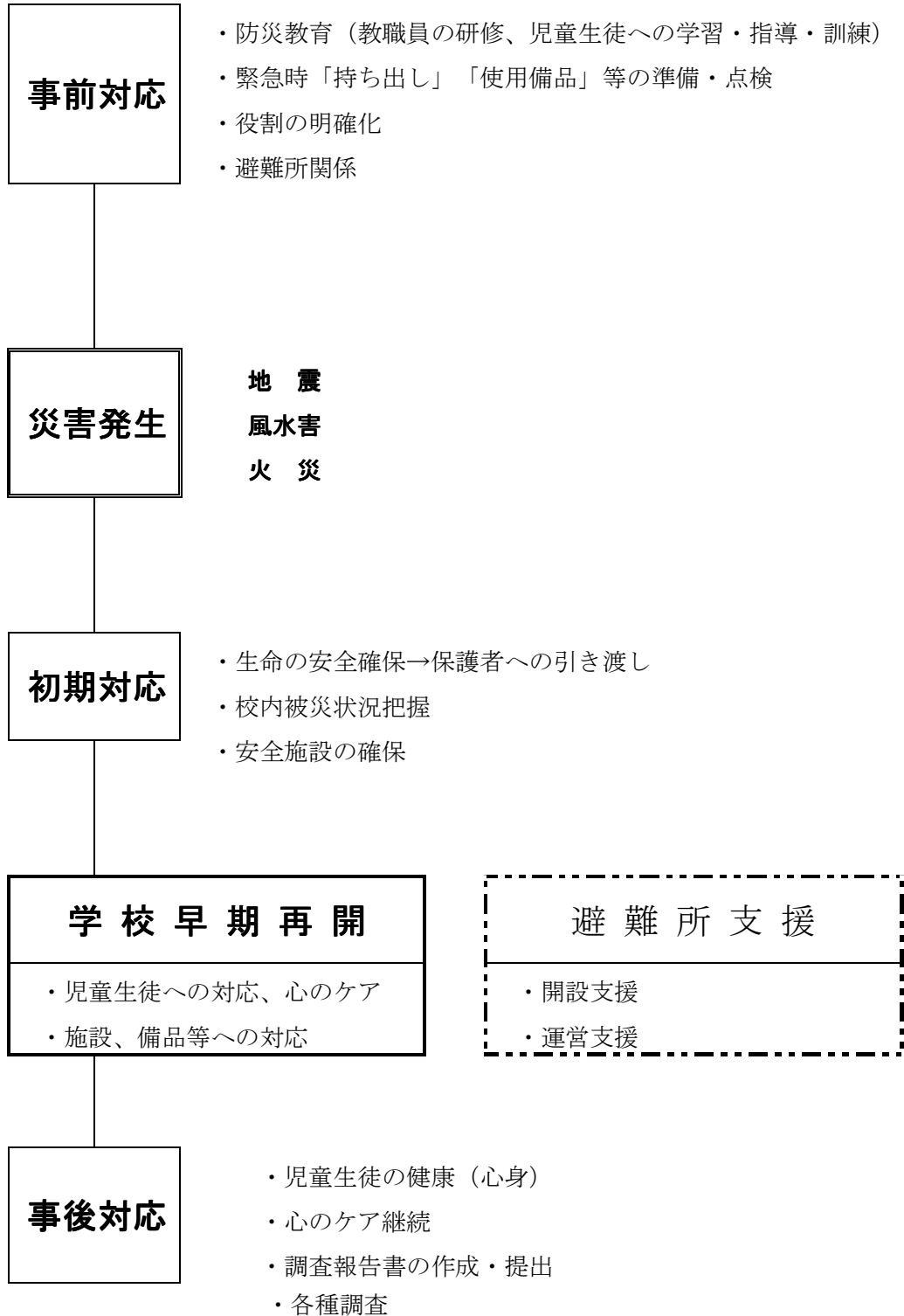
- 家族の安否確認**は、お互いに災害用伝言ダイヤルサービス等を活用するように、事前に話し合っておきましょう。
 - 災害用伝言ダイヤルサービスは、通信がつながりにくい場合に有効です。
録音の場合：①「171」ガイダンス流れる ②「1」ガイダンス流れる
③被災者の市外局番からの TEL 番号 ④1 伝言あたり30秒
再生の場合：①「171」ガイダンス流れる ②「2」ガイダンス流れる
③被災者の市外局番からの TEL 番号 ④録音されていれば再生
- * インターネットのホームページからも可能です。

【 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/index.html> 】

- * 携帯電話でも「災害用伝言板」を活用できます。

2 災害対応

(1) 災害対応の基本的構図



(2) 学校防災マニュアルの具体的構図

地震・風水害・火災による災害マニュアルとして、①事前対応 ②発生 ③初期対応④継続対応・学校早期再開 ⑤避難所支援 ⑥事後対応についてそれぞれに整理しています。

		地 震	風 水 害	火 災
事前対応	防災・安全教育	<ul style="list-style-type: none"> * 職員研修情報の大切さ * 防災リテラシー育成 * 「おはしもち」指導 * 避難・引き渡し訓練 * 防災教育指導の手引活用 	<ul style="list-style-type: none"> * 防災リテラシー育成 * 近づかない外出しない * 迅速な避難、情報収集 * 「おはしもち」指導 * 防災教育指導の手引活用 	<ul style="list-style-type: none"> * 火気取扱・煙対応 * 防災リテラシー育成 * 避難訓練の実施 * 「おはしもち」指導 * 防災教育指導の手引活用
	準備と点検 (出入口等にまとめておく)	<ul style="list-style-type: none"> * 引渡カード・名簿・持ち出し品の整理 * 医療品、ハンドマイク・ロープ、雑貨等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> * 立地条件等(河川・ため池・低地等)の事前調査・判断 * 的確な早退・臨休措置 * 職員の引率体制確認 	<ul style="list-style-type: none"> * 消火器具点検・整備 * 器具設置場所の共通理解(消火器・消火栓・防火扉、電源盤等)
	役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教育担当 ・ 救護、救助担当 ・ 避難誘導担当 ・ 施設設備点検担当 ・ 被災状況等調査担当 ・ 学校早期再開担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校早期再開に向けての体制検討(仮想) ・ 各担当の認識確認(左の地震時を参照) ・ 避難所支援担当による支援計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報、連絡担当 ・ 避難誘導担当 ・ 初期消火担当 ・ 救助、救護担当 ・ 運搬担当 等
	避難訓練 避難所関係	<ul style="list-style-type: none"> * 行政・地域との連携 * 各種表示の準備 等 	<ul style="list-style-type: none"> * 行政・地域との連携 * 各種表示の準備 等 	<ul style="list-style-type: none"> * 避難経路確認・周知 * 避難時の諸注意 等
発生		地 震	風 水 害	火 災
生命と安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> * 生命・安全の確保 * 恐怖心緩和・心のケア * 安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> * 安全確保(調査者も含む) * 安全な通学路確認 * 地域の情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> * 避難(出火場所確認→避難経路決定指示)、安否確認 * 火災報知器・通報 * 救出活動、応急手当 等 	

期 対 応	被害・ 被災状況の 調査と報告	*避難路・場所の決定 *安全施設の確保 *ライフラインの確保 *危険物の処理 等	*河川の増水等状況 *校舎等の被害状況 *ライフラインの確保	*出火場所（火気遮断） *避難経路 *使用可能状況の確認
	施設・備品 ・重要書類 等の確保	*避難対応優先 *施設・備品等の点検 *重要書類持ち出し等	*風・浸水への対応 （高所への移動）	*初期消火 *重要書類持ち出し （日頃からまとめておく）
	児童の 引き渡し	*引き渡し人の確認 *渡せない児童の保護	<状況に応じ判断・決定>	<状況に応じ判断・決定>
継 続 対 応 ・ 再 開	児童生徒 への対応	①調査 *健康状態 *所在確認(自宅・親戚・避難所等) *家庭の状況(被害状況等) *教科書・学用品不足確認		①調査 *健康・被害確認 *教科書・学用品不足確認
		②対応 *心のケア、ムードづくり(話を聞く、励ます) *見舞い文等の作成・配布 *早期再開計画作成(日程・内容等) *教科書の受給(災害救助法による)		
	施設・備品 等への対応	*施設等被害状況調査(危険度の判定) *清掃、片付け(危険場所に近づかない)	*学習場所の確保 *破損器具・教具等の調査と対応	
避 難 所 支 援	開 設	*開設場所の決定(校長室、職員室、事務室は開放禁止) *校内表示(救護、トイレ等) *行政・市民への支援 *問い合わせ等への対応 *負傷者への対応 等		
	運 営	*行政や住民代表との連携 *情報連絡、救援支援等 *衛生環境の整備 等		
事 後 対 応	心のケア	*個に応じた不安やストレス等へのケア *二次的被害対応【含 急性ストレス障害(ASD)、外傷後ストレス障害(PTSD)対応】		
	各種調査	*健康調査(心身)	*疲労度調査	*学校・地域復旧状況
	各種報告	*最終被害状況、復旧状況 *児童生徒転居・転校 *学校・学年だより等		

(3) 災害発生時における緊急対応組織の一例



3 教職員の対応（地震対応を基本に）

（1）教職員の対応・指導の留意点

ア 在校中の対応

*地震に対する備え（教職員）

- ◎ ホイッスル、名簿 等
- ◎ 近隣教室との連携、役割分担（誘導、初期対応、児童生徒の安否確認 等）

*避難経路の確認

- ・避難経路を教室や廊下に掲示する。
- ・定期的（集会移動時 等）に、避難経路を通り非常口まで歩く。

*「おはしもち」の指導（約束）・・・<詳細は、4 参考資料(P 2 4)に>

おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない、ちかづかない

*休み時間等、教職員不在時や教室以外の避難行動を知る。

*震動時の危険回避対応・指示

- ◎児童生徒の安全を最優先に！
- ◎出口の確保（扉の開放、校舎のゆがみで開かなくなる場合がある）
- ◎二次災害の防止（電気・ガス等）
- ◎停電等により放送指示がない場合、教職員各自、安全で迅速な避難誘導を
 - ・頭部の保護
「机の下にもぐりなさい」「机の対角線の脚をしっかり持ちなさい」
「頭を守り、手首は内側にしなさい」
 - ・危険性のあるものから離れる
「窓ガラスから離れなさい」

*不安の緩和

「大丈夫だよ、落ち着いて」「先生はここにいるよ」「今、勇気を出す時だよ」

*避難時の危険回避指示

- ・頭部の保護
「堅い（厚い）本で頭部を保護しなさい」「カバンや座布団で頭を守りなさい」
「避難路の中央を通りなさい」（落下物・倒壊物からの回避）
- ・火災発生時
「ハンカチやタオルで鼻と口を覆（おお）いなさい」
（何もない場合、服の袖などで鼻と口を覆う）

イ 登下校中の対応

* 事前指導

児童生徒の登下校中に大規模な災害（地震等）が発生した場合、児童生徒自身が自分の身を守る行動及び学校や家庭との連絡方法について事前指導を行う。

①落下物や倒壊物から身を守る。

- ・看板、外壁、塀（へい）、ビルの窓ガラス、自動販売機 等

②安全な場所へ直ちに避難する。

- ・最寄りの避難所、指定避難所、近くの公園、空き地 等

③公共交通機関（バス、電車等）に乗車中は、運転手や駅員の指示に従う。

- ・区域外通学の児童生徒にも配慮

④危険な場所に近づかない。

- ・古い建物 ・建設中の建物 ・ブロック塀、石塀 ・自動販売機
- ・火災現場 ・切れた電線 ・地割れ箇所 ・橋の上
- ・車道 ・川や溝、溜め池 ・ガス臭がする場所 ・崖 等

⑤学校か自宅の近い方に避難する。（周囲の危険度等の状況を見極める）

- ・中間地点を目安として、近い方へ避難するのが基本。但し、帰宅も困難な場合は避難所等の安全な場所に一時避難して、保護してもらう。

⑥自助と共助

- ・自分の命は自分で守ることを最優先させる。（自助）
- ・自分自身の安全を確保した上で、場合によっては他の人と協力して人を助けたり、周囲と協力しながら避難する。（共助）

* 児童生徒への指導

- ・登下校時、通学路上にいるときの避難行動を知らせる。
- ・災害用伝言ダイヤル、携帯電話の利用方法<詳細は、参考資料P 2 3 >

* 教職員の準備

- ・児童生徒調査票(名簿)、通学路、通学方法、児童生徒の住居把握 等

* 保護者、地域との連携

- ・保護者や地域の人に非常時の場合の保護を日常的にお願いしておく
- ・「きしゅう君の家」の人や店に協力をいただく。

ウ 学校外の諸活動中の対応

*計画に当たっての留意事項

①公共交通機関について

- ・鉄道やバス、航空機を利用する場合、災害（震災等）発生時の対応について確認する。（特に校外学習や修学旅行などの大集団の移動）

②見学地、宿泊地について

- ・見学地および宿泊地の避難場所や防災計画を事前に確認する。
- ・宿泊地では、各室の避難経路を児童生徒に確認させておく。

③津波対策について

海岸付近での行事等の実施については、津波への対策を十分に検討しておく必要がある。

- ・現地の地理や地形を確認する。
- ・津波の発生した時の避難場所を確認（高台等を地元の人に聞く）
- ・現地の防災計画を確認する。（ポイントを地元の人に聞く）
- ・実施前の事前学習に『津波』の学習を取り入れる。
- ・常に、ラジオや携帯電話を活用し、情報を収集する。

地震発生時等の対応

- ◎大きな揺れ（地震）を感じたら、**直ちに**高台など安全な場所へ避難する。
- ◎津波注意報・警報が発令されたら、**直ちに**高台など安全な場所へ避難する。
- ◎**東南海・南海地震の警戒宣言が発令された時も、同様とする。**

*事前調査の留意点

- ・非常口、避難経路(高台)の確認
- ・地域周辺の避難所、医療機関
- ・旅行会社、添乗員等との打ち合わせ
- ・サポート体制

*NTT 公式情報

- ・公衆電話は、災害時には優先的につながる。
- ・災害時には、被災地の公衆電話は無料で使える。（緊急ボタン、10円玉戻る）

エ 在宅時の対応

- 岩出市の配備体制が解除されたり、公共交通機関の運行状況が再開されるまでは、自宅で待機するように日頃から指導する。
- 登校または待機の指示は、岩出市安心・安全メールや通電している電話等により、児童生徒の連絡網などで児童生徒・保護者に知らせる。
但し、連絡困難な保護者がある場合、事前に確認し、対策を考えておく必要がある。

*揺れている時（地震の場合）

- ・身を低くし、身体を保護する。
- ・タンス等、倒れやすい家具、窓ガラスなどから離れる。
- ・扉や窓などを開け、出口を確保し、揺れがおさまるのを待つ。

*避難する時

◎保護者在宅の場合

- ・自宅待機もしくは避難所へ（保護者の指示に従う）

◎保護者不在の場合

- ・揺れが落ち着いてから、屋外に避難する。（率先避難者たれ！）
（落下物、倒壊物に注意し、できるだけ避難路中央を通る。）
- ・近所の大人に助けを求める。
- ・付近に誰もいない場合、近所の避難場所もしくは学校に避難する。
（近所の避難場所と学校までの距離や、途中の危険箇所等を判断して決定する力をつけておく。＜日頃の指導＞）
- ・学校以外に避難する時、安全が確保されたらできるだけ早く学校に連絡する。（低・中学年児童は、大人の人に連絡してもらう。）

*児童生徒の安否確認

- ・電 話（通電している場合）
- ・家庭訪問途中の安全に十分に注意すること。
- ・心のケア（メンタルサポート）
（笑顔・対話で緊張・不安を和らげる等の前向きな希望を与える。）

オ 心のケアについて

「自分の家や家族・友人などを失う」、「事故や災害を目の当たりにする」などの強い恐怖心やショックを受けた場合、不安やストレス症状が現れることが多くあります。場合によっては、症状が長引き生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもあります。そのため、日頃から児童生徒の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を組織的に行うことが必要です。

文部科学省「学校防災マニュアル作成の手引き」（平成 24 年）や「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」（平成 22 年）より一部を引用して掲載します。

(A) 災害（震災）から学校再開まで ⇒ 学校再開から一週間

管 理 職	<安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立>	<心身の健康状態の把握と支援活動>	継 続 支 援
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握と指示（家庭訪問・避難所訪問） ・臨時の環境衛生検査の実施についての検討 ・教職員間での情報の共有 ・教職員の心のケアに向けた組織体制づくり ・児童生徒の心のケアに向けての組織体制や役割分担の確認 ・心のケアの対応方針の決定と共通理解、全体計画の作成 ・地域の関係機関等との協力体制の確立 ・保護者との連携、健康観察の強化依頼等 ・報道関係機関への対応 ・障害や慢性疾患のある子どもへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> *子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の強化・家庭での様子調査 ・相談希望調査等・質問紙調査等 ・個別面接 ・臨時の健康診断の検討 ・教職員間での情報共有 ・医療機関等との連携等 *保護者への啓発活動の実施の指示（健康観察の強化、啓発資料の配布等） *集会での心のケアに関する講話の実施 *安全・安心の確保への対応（被害の拡大や二次的被害の防止） *心のケアに向けた組織体制づくり 	
養 護 教 諭	<ul style="list-style-type: none"> ・安否の確認と心身の健康状態の把握 *家庭訪問・避難所訪問*健康観察の強化 *教職員間の情報の共有*担任等との連携 ・保健室の状況確認と整備 ・管理職・学校医・学校薬剤師との連携 ・心のケア啓発資料の準備（カウンセラーとの連携） ・障害や慢性疾患のある子どもへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> *心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・情報の共有 ・心のケア質問紙調査、相談希望調査 *保健だより等の啓発資料の配布 *管理職・学校医・専門機関等との連携 *心のケアに関する保健指導、健康相談 *感染症の予防対策 	

学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・安否の確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 (子どもの家庭の被災状況の把握) ・学校再開に向けての準備 <ul style="list-style-type: none"> * 学校内の被害状況、衛生状況の調査 * 安全の確保 ・養護教諭との連携 ・障害や慢性疾患のある子どもへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> * 心身の健康状態の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の強化 ・情報の共有 ・心のケア質問紙調査、相談希望調査 * 教職員間での情報の共有 * 保護者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料の配布 ・個別相談 ・家庭での健康観察の強化依頼等 * 養護教諭やカウンセラー等との連携 	継続支援
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学校医相談員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の概要把握と学校内の対応状況の確認 ・子どものメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う (ASD、PTSD 等) ・教職員への指示やアドバイス ・子どもや保護者の個別面談の準備 ・養護教諭と連携し、心のケアの資料を準備 ・関係機関との連携の「つなぎ役」 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <子どもや保護者に対して> <ul style="list-style-type: none"> * 子どもや保護者の個別面談 * 必要に応じた地域の専門機関への紹介 <教職員に対して> <ul style="list-style-type: none"> * 子ども対応の助言、ストレス対応助言 * 校内の関係委員会に参加し、共通理解 * 情報共有 * 個別支援 </td> </tr> </table>	学校医相談員	
学校医相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の概要把握と学校内の対応状況の確認 ・子どものメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う (ASD、PTSD 等) ・教職員への指示やアドバイス ・子どもや保護者の個別面談の準備 ・養護教諭と連携し、心のケアの資料を準備 ・関係機関との連携の「つなぎ役」 		<ul style="list-style-type: none"> <子どもや保護者に対して> <ul style="list-style-type: none"> * 子どもや保護者の個別面談 * 必要に応じた地域の専門機関への紹介 <教職員に対して> <ul style="list-style-type: none"> * 子ども対応の助言、ストレス対応助言 * 校内の関係委員会に参加し、共通理解 * 情報共有 * 個別支援

(B) 危機発生時における健康観察のポイント

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント	
身体の状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none"> ・食欲の異常 (拒食・過食) はないか ・睡眠はとれているか ・吐き気、嘔吐が続いていないか ・下痢、便秘が続いていないか ・頭痛が持続していないか ・尿の回数が異常に増えていないか ・身体がだるくないか 	<ul style="list-style-type: none"> * 心理的退行現象 (幼児返り) が現れていないか * 落ち着きのなさ (多弁、多動) はないか * イライラ、ビクビクしていないか * 攻撃的、乱暴になっていないか * 元気がなく、ぼんやりしていないか * 孤立や閉じこもりはないか * 無表情になっていないか

◎ 自然災害などによるストレス障害について

急性ストレス障害 (ASD) と 外傷後ストレス障害 (PTSD) の観察のポイント	
持続的な再体験症状	災害体験を繰り返し思い出し悪夢を見たり、生々しい感覚がよみがえる
体験連想からの回避症状	災害体験に関する話題を避けたり、記憶や意識に喪失や障害がおこる
感情が高揚する症状	不眠、イライラ、怒りっぽい、集中できない、極端な警戒心 等

(2) 教職員緊急マニュアル

ア 在校中の対応例

災害発生	管理職の動き	教職員の動き	児童生徒の動き
災害発生 ↓ 安全確保 <その場で> ↓	・児童生徒及び教職員の 生命を守ることを最優先 にした的確な指示	・児童生徒に的確な指示。 ・出口の確保 ・安心のかけ声、励まし ・周囲の安全確認 (ガス・電気等)	・机の下に潜り机の脚(対角線)をしっかり持つ ・頭部をしっかり保護 ・身を低くする。 ・危険物から離れる。
↓ 第一次避難 避難誘導 【校庭・グラウンドへ】 ↓	できる限り情報を入手し 臨機応変なる対応と指示 ・校長室で待機 ・全校避難の指示 (通電時…校内放送 停電時…ハンドマイク)	(揺れがおさまる) ・的確な指示・誘導(校内) ・避難経路・場所の安全確認 ・配慮の要する児童生徒への対応 ・避難の基本を指示 (避難場所提示、頭部保護、落下 倒壊物等に注意、速やかな避難 、友達への配慮と助け合い)	・落ち着いて行動する。 ・速やかな避難(無言) ・頭部を保護し、避難 ・避難路の中央を通る。 ・倒壊・落下物や破損 電線に近づかない。 <おはしもち>
↓ 安全確認 ↓	避難場所で報告を受ける 状況把握から次なる決断 (行政、教委との連携)	・名簿の携帯 ・点呼(人数確認と安否確認) ・周囲の状況把握 ・負傷者確認と応急手当 ・児童生徒の不安緩和 ・状況判断→→第二次避難 への準備	・負傷者、病弱者、障害のある児童生徒に対する 配慮と助け合い ・負傷者が出た場合、周囲の者が教職員に連絡
↓ 第二次避難 市指定する避難地へ <火災、土砂崩れ、 ガス爆発、水害等で 校庭が危険な時等>	(行政、教委等との連携)		・落ち着いて速やかに! ・頭部を保護し、避難 ・避難路の中央を通る。 ・倒壊・落下物や破損電 線に近づかない。



イ 登下校中の対応例

災害発生	管理職の動き	教職員の動き	児童生徒の動き
<p>災害発生 ↓ 安全確保 【身体保護】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全最優先して出勤し、できる限りの状況把握 ・休校等の的確な判断と指示（協議も含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全最優先して出勤し、できる限りの状況把握 ・登校した児童生徒への的確な指示 ・点検（火、ガス、電気等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・塀や自販機等の落下物や倒壊の恐れのある場所から離れ、頭部を保護し、安全な場所に身を伏せる。 ・公園や空き地に避難
<p>↓ (揺れがおさまる)</p>			
<p>学校災害対策本部設置</p>			
<p>↓ 被害状況把握</p>	<p>・本部設置の意味と役割の確認（对教職員等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童生徒の安否確認 ・児童生徒の保護と対応（特に健康面・心のケア等） ・役割分担に従い活動開始 ・施設等の被害状況調査 	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校か自宅か近い方へ避難する。（両方困難であれば近くの避難所へ）
<p>安全確認 ↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の所在の確認の報告を熟知しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の立ち入り禁止措置（ロープ・表示等） ・通学路・避難場所の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・＜自宅＞帰宅した場合は、できるだけ早く学校へ連絡する。 ・＜学校＞校庭等の安全な場所に避難する。
<p>保護者に連絡と引き渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 避難所支援 * 避難所支援班の立ち上げ * 行政・教委との連携 * 地域（外部）対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しカードにより、引き渡し（連絡のつかない児童は、そのまま待機させる） 	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と共に帰宅する（保護者と連絡に出来ない場合は待機継続）
<p>学校再開への準備・避難所支援</p>			

ウ 学校外の諸活動中の対応例

災害発生	管理職の動き	教職員の動き	児童生徒の動き
<p>災害発生 ↓ 安全確保 【身体保護】 最寄りの安全な 場所へ避難</p>	<p>・校外活動中の児童生徒 人数、居場所の確認指示 ・地形や状況を判断 ・引率教員に、生命と安 全確保の指示 <揺れがおさまれば></p>	<p>・引率者は避難を指示す る。 ・児童生徒の安否を確認し 学校に連絡する。 ・校外活動中の児童生徒人 数や居場所確認、引率教員 に安全確保を指示する。 ・同時に、被害状況や児童 生徒の安否情報を入手</p>	<p>・塀や自販機など倒壊の 恐れのある場所から離れ 、頭部を保護し、安全な 場所に身を伏せる。 ・引率している教職員 の指示に従う。 ・交通機関の場合、乗務 員や駅員の指示に従う。 ・近くの公園や空地など 安全な場所に避難する。</p>
<p>学校災害対策本部設置</p>			
<p>対応準備 対応決定 ↓ 学校への連絡 ↓ 保護者に連絡と 引き渡し</p>	<p>・諸情報の入手 (TV、ラジオ、電話等) ・児童生徒の所在や安全 の再確認と報告の熟知 ・地域の公共機関との連 携と救援要請判断 ・行政、教委との連携 (報告、指示を受ける) *避難所支援 (避難所支援班の立ち上げ) *行政・教委・地域との連携</p>	<p>・役割分担に従い活動準備 ・校内の被害状況調査 ・通学路・避難場所の確認 ・負傷者の応急手当と心 のケア体制<在校生者> ・学校へ連絡、状況を報告 し、指示を得る<引率教師> ・保護者に連絡 ・引き渡しカードにより、 児童の引き渡し(小学生) (連絡のつかない児童はそ のまま待機させる)</p>	<p>・引率者(教職員)と はぐれた時は、動き回ら ずに安全を確保する。 状況に応じ避難3原則を 実行する。 ・学校に戻った児童生徒 に対し、健康等の確認 (話を聞いてやる、ケア) ↓ ・保護者と共に帰宅する (保護者と連絡がつか ない場合は待機継続)</p>
<p>学校再開への準備・避難所支援</p>			

*県外での活動中に、県内で大規模な災害が発生した場合は、学校又は教育委員会と連絡をとり指示を受けて対応する。

エ 児童生徒在宅時の対応例

災害発生	配備体制 第1号	配備体制 第2号	配備体制 第3号
災害の規模等 (岩出市マニュアル参考)	大雨・洪水警報、または震度4の地震を記録した時	大雨・洪水警報かつ暴風警報が発表された時及び震度5弱または5強の地震を記録した時	暴風・大雨・洪水警報または震度6弱以上の地震を記録した時 *特別警報が発令された時
災害の学校対応 (岩出市職員マニュアルに準ずる)	管理職は学校で待機。情報の収集・伝達等に当たる。他職員は自宅待機。	管理職及び必要に応じ、予め定めた教職員が参集し、災害応急対策。他は自宅待機。	原則として、教職員の全員を配備し、災害応急対策にあたる。参集不可の場合は連絡。

*特別警報(H25年8月30日より運用---4 参考資料P25)

災害発生	管理職の動き	教職員の動き	児童生徒の動き
災害発生	・安全に配慮しながら出勤 (1～3号配備) ＜詳細は、4 参考資料(P25)参照＞	・安全に配慮しながら出勤 (2～3号配備)	・暴風・大雨・洪水警報の場合は岩出市学校規定のとおり (臨時休校など)
学校災害対策本部設置			
被害状況の把握と安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・入手情報等の伝達および指揮 ・被害状況の把握指示 ・安否確認指示 *児童生徒及び家族 *教職員及び家族 	<ul style="list-style-type: none"> ・参集した教職員で、役割分担し活動を開始 ・被害状況の把握 ・安否確認 *児童生徒及び家族 (電話、家庭訪問、避難所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震による災害発生の場合、自宅または予め家族で決めた避難所で待機 ・学校や行政の指示を待つ
学校再開への準備・避難所支援			

オ 参集後の基本的な動きと対応例

<勤務時間内>

(災害発生にかかわらず、岩出市内に暴風・大雨・洪水のいずれかの警報が発令されれば、児童生徒は教職員の指示を受けて、速やかに下校)

- ・児童生徒の生命安全と心の動揺沈静を最優先し、状況に応じて慎重な対応をする。
- ・常に災害に関する情報や管理職（又は災害対策本部）の指示に注意する。
- ・勤務場所を離れる場合、管理職と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ・状況に応じ、不急の行事、会議、出張は中止する。
- ・自らの言動により、児童生徒に不安や誤解を与えないように細心の注意をはらう。
- ・児童生徒の対応と並行して、校舎・施設等の安全確認に努める。
- ・必ず、（時系列等の）記録をとっておく。

<勤務時間外>

- ・常に気象情報に注意し、状況に応じて配備指令に備えて参集の準備をして、（自宅）待機する。
- ・配備体制となる気象情報が発令された場合、配備体制に応じて速やかに参集する。
- ・参集時には、原則として徒歩・自転車・バイク等が望ましいが、自動車の場合は渋滞に配慮したり、危険箇所（路肩軟弱、増水した水路等）・危険物（倒壊の恐れのある物、破損電線等）の状況に応じ、国道や県道の幹線道路の利用が望ましい。
- ・ガス漏れ等に備えて、喫煙・火の使用は控えるのが望ましい。

<情報の入手方法>

- テレビ・ラジオ・県の防災メール配信
- 防災行政無線の放送(避難勧告や避難指示、土砂災害情報等も含む)
- インターネット

岩 出 市	http://www.city.iwade.wakayama.jp/
県(防災わかやま)	http://www.pref.wakayama.jp/bousai/
気 象 庁	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
国土交通省	http://www.river.go.jp/ （川の防災情報）

＜放課後の基本的対応（状況確認）＞

＊被災者（残留者）の有無の確認：体育館、特別教室、トイレ、倉庫、エレベーター等

＊ライフライン（電気・水道・ガス等）の状況確認

・火災の有無：出火防止処置をとるとともに、火災発見の場合、①火災報知器を鳴らす。②直ちに初期消火を実施する。③通報（119番）

・ガス漏れ・異臭の確認：ガス臭がしたら窓を開け、火気の使用を禁止する。
【単独で困難な場合は、直接、大阪ガス南部導管部（別記）に連絡する。】

・破損した電線の有無：発見すれば、直ちに関西電力（別記）に連絡する。

・電気・水道、受水槽等の貯水状況

停電の場合：

電熱器や壊れた電化製品のコンセント抜く。（漏電・火災防止等）

水道が停止した場合：水洗トイレの使用を制限する。（感染拡大防止

等）

＊建築物の被害状況確認

・主要構造部（基礎・柱・壁・梁）の傾斜、脱落、亀裂の状態

・仕上げ部（外装、内装、床、屋根等）の剥落や亀裂の状態

・設備（エレベータ、階段等）の損壊状態

4 参考資料

(1) 緊急 TEL・FAX 連絡先 <先ず教育委員会に通報、防災無線の活用>

* 教育委員会（直通）	: TEL 0736-61-6961	FAX 0736-62-4590
* 岩出市役所	: TEL 0736-62-2141	FAX 0736-62-4590
* 岩出警察署	: TEL 0736-63-0110	FAX 0736-63-0110
* 那賀消防署	: TEL 0736-61-0119	FAX 0736-63-0819
* 和歌山県庁	: TEL 073-432-4111	
* 県総合防災課	: TEL 073-441-2271	FAX 073-422-7652
* 関西電力和歌山支社	: TEL 073-422-4150	FAX 073-427-4309
* 大阪ガス南部導管部	: TEL 072-238-2375	堺市堺区住吉橋町2-2-19
* 日本赤十字社和歌山支部	: TEL 073-422-7141	FAX 073-422-7148
* 公立那賀病院	: TEL 0736-77-2019	FAX 0736-77-4659
* 岩出保健所	: TEL 0736-61-0020	FAX 0736-62-8720

(2) 防災用資・機材等備蓄一覧（平成26年1月現在）

* 備蓄施設（岩出市）

市役所水防倉庫、 i i センター、 各地区公民館、
高塚消防水防倉庫、 中迫・荊本消防水防倉庫

* 災害救助物資備蓄品（岩出市）

毛布、パン類、アルファ米、ローソク、水袋、防水ライト、ビニルシート
<水、食料、生活物資は、市内各業者と災害協定を締結済み>

* 非常災害用備蓄品（那賀消防組合）

パン類	ローソク	防水ライト	飲料水
毛布	寝袋	防水シート	カセットコンロ類
防塵マスク・メガネ	アルファ米		

(3) 避難施設

＜詳しくは岩出市マニュアル参照＞

* 中・長期間避難所

i iセンター、市民総合体育館、市立体育館、各小中学校、那賀高校

* 一時避難所（風防水害時避難所）

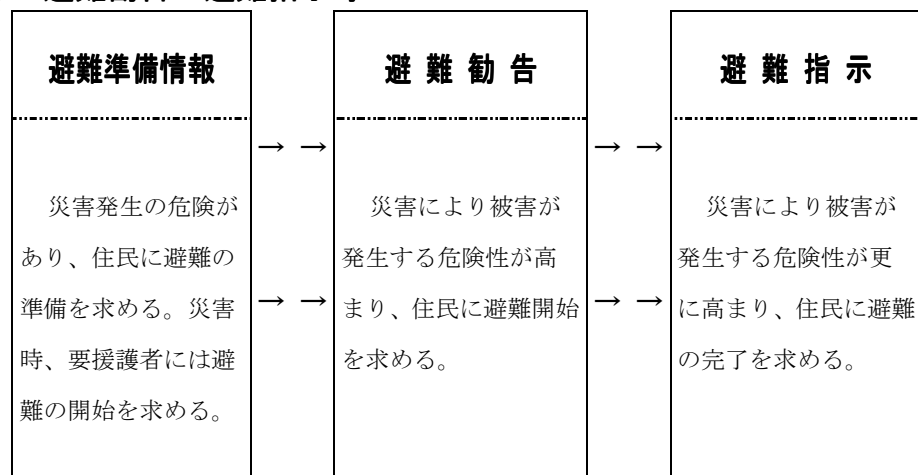
各地区公民館、コミュニティーセンター(岩出・上岩出)、サンホール

* 地域避難所（震災時一時的に地域で集まる避難所）

市内各地域の児童館、集会所、公園等

は要援護者等も避難できる福祉避難所、民間社会福祉施設とも協定

(4) 避難勧告・避難指示等



(5) 災害が発生したら・・・

* 避難時の注意事項

◎避難（場）所について、予め家族で話し合っておきましょう。

- ・ 避難の呼びかけに注意し、正確な情報収集をしましょう。
- ・ 早めの避難に心がけましょう。
- ・ できるだけ、車での避難は避け、歩いて避難しましょう。
- ・ 動きやすい服装で、荷物は最小限にしましょう。
- ・ 逃げ遅れたら、できるだけ高いところや丈夫な建物に移動し、救助を待ちましょう。
- ・ 危険な場所は避けて、安全なルートで避難しましょう。
- ・ できるだけ集団で、はぐれないようにしましょう。
- ・ 夜間の避難は、特に足元等に注意して避難しましょう。
- ・ 子どもや高齢者、病人に配慮しましょう。

(6) 防災用伝言ダイヤル・携帯電話災害用伝言板 (児童生徒への指導も可)

災害時には、電話が混み合っつながりにくくなります。そんな時に、家族や親戚等の安否を確認する方法として活用できます。

但し、防災用伝言ダイヤルは、**震度6弱以上**の地震発生時に伝言ダイヤルサービスが起動します。事前契約は一切不要です。

<防災用伝言ダイヤル>

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言を登録したり、再生したりできます。

伝言登録

171 をダイヤル

↓ ガイダンスが流れる

1 をダイヤル

↓ ガイダンスが流れる

(****) **-****

伝言再生

171 をダイヤル

↓ ガイダンスが流れる

2 をダイヤル

↓ ガイダンスが流れる

(****) **-****

被災地の人は自分のTEL番号(固定電話)、被災地以外の方は、被災地の人の電話番号(固定電話)を市外局番から入力する。

↓

録音 (30秒以内)

↓

再生 (30秒以内)

<携帯電話災害用伝言板>

各社のトップメニューから「災害用伝言板」を開く。

伝言登録

↓

登録を選択

↓

伝言を入力

伝言確認

↓

確認を選択

↓

↓

被災地の人の携帯電話番号を入力して伝言を見る。

(7) 避難三原則

「釜石の奇跡は、かくて起こった」（致知 2011/8）の記事より釜石市内小中学校の防災教育で、特に重きを置いたのが、『自然に向かい合う姿勢』を子どもたちに与えることで、彼らに伝えたのが、次に挙げる避難三原則だった。

①「想定にとられるな」

端的に言えば、ハザードマップ（災害予測図）を過信するなということ。ハザードマップはあくまで想定にしか過ぎない。相手は自然なのだから、どんな想定外のことも起こり得る。受け身の姿勢ではダメ。

②「最善を尽くせ」

ここまで避難すれば大丈夫というのではなく、その状況下において周囲の様子や実態から把握して、可能な限りより安全を求めることが大切であると伝えている。

③「率先避難者たれ」

もし『その時』がきたら、他人を救うよりも先ず自分の命を守り抜くことに専心せよ、という意味である。一見、我々の倫理と相反するように思われるが、その底流には『家族・仲間を信じる絆』が存在する。

また、人間はいざという時に、逃げるという決断がなかなかできないの。

先に避難すれば、弱虫と思われたいか、などの心の揺れもある。それを率先して打ち砕くのは『君』なんだという教えでもある。

(8) 「おはしもち」の指導

お	さない	転倒を防止する。
は	しらない	校舎内（外）は走らない。
し	やべらない	教職員の指示をしっかりと聞く。
も	どらない	自分の生命を守ることを最優先に考える。
ち	かづかない	危険に近づかないように避難する。

(9) 各小中学校の海拔

岩出小学校	: 21m	山崎小学校	: 23m
山崎北小学校	: 36m	根来小学校	: 51m
上岩出小学校	: 47m	中央小学校	: 37m
岩出中学校	: 23m	岩出第二中学校	: 43m

(10) 引き渡しカード <学校保管> (小学校の一例)

災害時の引き渡しカード						〇〇〇小学校	
ふりがな 氏名					男・女	年 組	
住所	岩 出 市						
保護者氏名					関係		
電話番号	固定電話	0 7 3 6 - -		携帯電話	- -		
兄弟/姉妹	年 組 ()		年 組 ()		年 組 ()		
緊急連絡先	連絡先の名称				電話	- -	
	住所						
	携帯電話番号	-		-			
家族で話し合った避難場所							
備考							
引き取り人氏名					関係		証明チェック
引渡し日時	月 日 () 時 分				職員チェック		

(11) 特別警報について

***『特別警報』は発表されたら、身を守るために最善を尽くしてください！**

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波高潮などにより重大な災害のおこるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、**今後は、これらの警報の発表基準を遙かに超える豪雨・暴風・大雪や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに『特別警報(平成25年8月30日より運用)』を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。**

対象とする現象は、例えば、多数の死者・行方不明者を出した「東日本大震災における大津波」や、観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風の高潮」、平成23年9月の我が県南部に甚大な被害をもたらした「台風23号の豪雨」等が該当します。

『特別警報』が発表された場合、住んでいる地域にとって数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。**油断しないでください。**周囲の状況や市町村から発表される避難勧告や指示などの情報に留意し、**直ちに命を守る為の行動をとってください。**(既にある警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを、特に、「特別警報」として発表し、従来の警報や注意報はこれまでどおり発表されます。)

警報発令時等における自宅待機の措置について

平成22年5月27日より、気象警報の発令単位が市町村単位になっています。近隣市町村と警報の発令状況が異なる場合がありますが、今後は、岩出市の発令状況をご確認のうえ下記によりご対応ください。

記

警報の種類＝大雨警報、暴風警報、洪水警報

岩出市に、上記警報の何れか1つ、又は重複して発令されている場合は、自宅待機し、登校させないで下さい。

教育委員会及び各小中学校長は、①気象庁ホームページ、②和歌山地方気象台ホームページの情報に基づき判断しております。

なお、自宅待機の場合、岩出市教育委員会から「岩出市安心・安全メール」によりメール配信いたします。

また、午前中に警報が解除され、午後から授業を行う場合も「岩出市安心・安全メール」によりお知らせいたします。

※ 「岩出市安心・安全メール」の登録の仕方は、岩出市ホームページの「メール配信サービス」をご覧ください。

上記警報時の授業と給食について

解 除 時 刻	授 業 に つ い て	給 食
早朝 ～ 午前7時	普 通 授 業	有 り
午前7時以後～正午	午後2時間の授業	無 し
正午以後	臨 時 休 業	

登校する際には付近の安全を確かめ、登校を開始して下さい。但し、地域によって危険が予想される場合には、登校を見合わせ、自宅待機し、担任までその旨をご連絡下さい。

在校中に、上記警報が発令された場合の児童・生徒の対応について

原則、下校しますが、下校は、児童・生徒の安全確保を最優先にして、状況を判断して実施します。危険な状態では、学校に待機させ、安全が確認できれば、教職員誘導のもとに下校します。但し、保護者が迎えに来た場合は、担任確認のもと、下校して頂きます。

地震の発生時＝岩出市において震度5弱以上

危険が予想されるので、登校させないで下さい。

警報等による学校の運営措置状況（岩出市教育委員会教育総務課 FAX又はメール）

（ ） 学校 平成 年 月 日（ ） 時 分現在

自宅待機	学校運営状況				人的被害状況	施設被害状況	避難場所としての使用状況	備考
	臨時休校	学校待機	通常授業	教職員の出勤状況				

※気象警報が発令された場合、8時30分現在の運営措置状況を9時までに、14時現在の状況を14時30分までに、市教委あてメール又はFAXにより連絡してください。

被害状況報告書（第1報）

把握している情報のみご記入下さい。

(県立学校→) 県教育庁 健康体育課長 様

(小・中・高等学校→) _____市・町・村教育長 様

_____立_____学校

記入者 職_____ 氏名_____

平成____年____月____日 ____時____分 現在

1. 人的被害状況

在籍児童・生徒数	人	欠席・休学児童・生徒数	人
在籍教職員数 (臨時・非常勤を含む)	人	参集教職員数 (臨時・非常勤を含む)	人

	教職員	児童・生徒
死者数	人	人
行方不明者数	人	人
重症者数	人	人
軽症者数	人	人

2. 物的被害状況（被害がある場合は、該当する被害状況の欄に○をして下さい。）

	校舎	体育館	校庭	
全壊				
半壊				
一部破損				

被害状況詳細報告書（第2報以降）

把握している情報のみご記入下さい。

（県立学校→） 県教育庁 健康体育課長 様

（小・中・高等学校→） _____市・町・村教育長 様

_____立_____学校

記入者 職_____ 氏名_____

平成____年____月____日 ____時____分 現在

1. 人的被害状況

（1）児童・生徒の被災状況

学年	在籍数	死者数	行方不明者数	重症者数	軽症者数	
1年						
2年						
3年						
4年						
5年						
6年						
合計						

（2）重症者の主な症状

No	症状	人数	原因	措置
1				
2				
3				
4				
5				

（3）軽症者の主な症状

No	症状	人数	原因	措置
1				
2				
3				
4				
5				

（4）

死者数	行方不明者数	重症者数	軽症者数	
人	人	人	人	

（5）感染者の有無

感染者の有無	有・無
--------	-----

（6）食中毒の有無

感染者の有無	有・無
--------	-----

(7) 生徒の保護者への引渡し状況

保護者に引き渡し済んでいる生徒数	人
学校で保護している生徒数	人

(8) 避難所に避難している児童・生徒

避難所に避難している児童・生徒数	人
------------------	---

(9) 教職員の被災状況

在籍数	死者数	行方不明者数	重症者数	軽症者数

①教職員の死亡者詳細

No	氏名	職名	年齢	性別	専門教科	その他
1						
2						
3						
4						
5						

②教職員の行方不明者詳細

No	氏名	職名	年齢	性別	専門教科	その他
1						
2						
3						
4						
5						

(10) 勤務可能な教職員数

職種	校長	副校長(教頭)	教諭	養護教諭	事務長	事務職員	代行員	非常勤講師	給食調理人	合計	在籍教職員数
人数											

(11) 教職員の家族の被災状況

①教職員の家族の死亡者詳細

No	氏名	教職員との間柄	その他
1			
2			
3			
4			
5			

②教職員の家族の行方不明者詳細

No	氏名	教職員との間柄	その他
1			
2			
3			
4			
5			

2. 物的被害状況

(1) 建物の大きな被害状況

建物名	被害程度	被害状況（簡潔に）
	全壊・半壊・一部破損	
	全壊・半壊・一部破損	
	全壊・半壊・一部破損	

(2) ライフライン等の被害状況

ライフライン等	使用の不可	被害状況（簡潔に）
電気	使用可・不可	
水道	使用可・不可	
電話	使用可・不可	
メール	使用可・不可	
ガス	使用可・不可	
トイレ	使用可・不可	
プールの水	使用可・不可	
学校給食施設	使用可・不可	
給食施設の衛生管理状態	良・不良	

3. 避難所の開設

(1) 避難所の開設について（該当する項目に○をして下さい）

・校内に開設された。

・開設されていない。

（開設された日時 月 日 時頃）

(2) 以下についてもご記入下さい。

↓

(2) 避難施設と避難者数について

施設名	避難者数	世帯数
体育館	人	世帯
教室（ 室）	人	世帯
	人	世帯
	人	世帯

(3) 避難所の収容可能人数

収容可能人数	約 人
--------	-----

(4) 避難所に関する連絡事項（不足している物等があればご記入下さい。）

4. 授業再開見込み日

平成 年 月 日頃 再開の見込み

5. その他連絡事項（被害の概要、火災の有無等）

学校教育活動再開見通し報告書

把握している情報のみご記入下さい。

(県立学校→) 県教育庁 健康体育課長 様

(小・中・高等学校→) _____市・町・村教育長 様

_____立_____学校

記入者 職_____氏名_____

平成____年____月____日 ____時____分 現在

1. 登校可能な生徒数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	在籍生徒数
人数								

2. 勤務可能な教職員数

職種	校長	副校長(教頭)	教諭	養護教諭	事務長	事務職員	代行員	非常勤講師	給食調理人	合計	在籍教職員数
人数											

3. 不足する教職員詳細

No	専門教科等	人数	その他
1			
2			
3			

4. カウンセラーの派遣

①カウンセラーの派遣要請人数

カウンセラーの派遣要請人数	_____人
---------------	--------

②児童・生徒の主な症状

5. 教職員以外で不足する人材(ボランティア)詳細

No	主な業務内容	人数	必要な資格	派遣場所	その他
1					
2					
3					

6. 不足する教科書の状況

No	出版社	教科書の記号・番号	書名	冊数
1				
2				
3				
4				
5				

7. 不足する学用品の状況

学用品名	数量	備 考

8. 不足する教材・教具の状況

教材・教具名	数量	備 考

9. 学用品や教材・教具以外で不足しているもの

品名	数量	備 考

10. 転入学・区域外就学の状況

No	氏名	学科名	学年	性別	転校希望地域	転校希望校	その他
1							
2							
3							
4							
5							

11. 授業再開見込み日

平成____年____月____日頃 再開見込み

12. その他連絡事項

記載スペースが足りない場合は別紙に記載して下さい。

あとがき

同じ岩出市であっても、学校の立地する環境や学校規模、通学する児童生徒等の年齢や通学方法など各学校によって状況は微妙に異なります。そのため、本マニュアルを基本として、学校や地域の実態を踏まえたより詳細な学校防災マニュアルの作成・見直しが必要です。

各学校においては、所在する環境特性の理解の上に立って、

- ①事前の備えがすべての対応の基本
- ②訓練や研修等の実施により改良・改善された実践的なマニュアルになること
- ③保護者や地域、自治体との連携で対応をスムーズに！

という3点をベースに、災害発生時に児童生徒等の命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の早期再開を図ることが求められます。

南海トラフによる大地震、活断層による地震等、いつ発生してもおかしくないと言われる昨今です。更にはゲリラ豪雨や竜巻が頻繁に発生するという異常気象等のなかで、学校防災マニュアルは今や不可欠なものと言っても過言ではありません。

本マニュアルは、文部科学省の「学校防災マニュアル作成の手引き」をはじめ、他府県の学校防災対応マニュアル、和歌山県教育委員会の「学校における防災教育・安全指針」、「岩出市防災マニュアル」等を参考にしながら作成したのですが、今後も検討を重ねながら、更に改良していく必要があると考えます。

各学校において、防災に関する取り組みを更に充実していきます。

平成26年3月

岩出市教育委員会